

# 保険金と賠償金は全く別の物

## 【賠償金】

事故に遭い、加害者が法律上の賠償責任を負ったものに関して支払う物が賠償金

・ 第 709 条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

・ 損害賠償の方法

損害賠償は、別段の意思表示がない限り、金銭により賠償額が定められる（417 条）。

## 【保険金】

保険を買っていたとします。法律上の賠償責任を果たす際に、その保険を使って行う場合、賠償責任の一部「契約している保険の中で、支払い対象になった部分」を、保険契約者である者が保険金として受け、被害者に対して支払いますが、契約している保険の中で賄えない部分（免責であったり保険金額が少ない場合など）は加害者が別の方法で（自分の財産や借り入れなど？）で支払う義務がある。

そもそも保険を買っていなければ、自費で賠償金を支払う事になる訳なので、損保主導で損保の支払いたい金額で諦め、被害者が不利益を被ったまま泣き寝入りする必要は無いはずですから。

※保険金は保険契約に基づき過不足無く保険金を支払うだけです。

さて、最近では 対物超過特約などの保険があります。

これは、損保が勝手に他人の財産の価値を決め、そこまでしか保険金を支払いませんと言ってきた、俗に言う『全損』と言われるものがありますが、当然その金額は一般流通相場よりも低い場合や、再調達の出不来い様な貴重な車に対してまでも 決めつけて来た著しく低い算定保険金額でした、しかしそんな金額では元に戻す事は出来ませんから、社会一般として当然認める事が出来ないの、保険を買っていたとしても、結果的にユーザーどちらか（加害者／被害者）が不利益を被る状況でした。しかし、損保も若干考慮して「対物超過特約」という物を作りました。損保認定全損額＋50万位が平均額でしょうか。

結局実際の市場相場より低い保険金しか支払わない保険を売り、もう少し出すから追加保険料を支払えと言っている訳ですね。

※対物超過特約は、加害者が使用の承諾をしないと使えないと言われますが、嘘です。

そもそも対物賠償保険で、加害者が買っている保険の会社が被害者に対して示談交渉出来るのは、被害者が加害者の保険に「被害者直接請求権」を行使した場合だけですから、この時点で加害者の意思は関係無くなっています、従って加害者の保険使用に関する承諾など不要です。保険使用を止める事も出来ません。（弁護士法違反、非弁行為に成ります）

- ・ 脱線しましたが、保険金と賠償金は別物です。
- ・ 保険を買ってなくても賠償はしなければならない。当たり前ですね。
- ・ 保険を買ってなければ、全てを加害者が自費で支払う義務があります。当たり前ですね。
- ・ 安い保険を買っていて、保険金額が直前復帰修理に必要な賠償金額に満たなければ、加害者自らが差額を支払う義務がある訳です。当たり前ですね。